

介護保険負担限度額 申請の手引き

1. 概要

要介護認定を受けている方で、一定の所得要件を満たしている方に、申請にもとづき介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)の入所、またはショートステイ利用時の居住費(滞在費)と食費に自己負担額の上限が設定される認定証を交付します。

2. 支給要件

利用者負担段階	対象者
第1段階	①生活保護の受給者
	②以下のすべてを満たす方 ・世帯全員及び配偶者 ^(※1) が市町村民税非課税 ・本人が老齢福祉年金受給者 ・預貯金等が単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下
第2段階	以下のすべてを満たす方 ・世帯全員及び配偶者 ^(※1) が市町村民税非課税 ・年金収入 ^(※2) + その他の合計所得金額 ^(※3) の合計額が <u>82.65万円以下</u> ・預貯金等が単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下
第3段階①	以下のすべてを満たす方 ・世帯全員及び配偶者 ^(※1) が市町村民税非課税 ・年金収入 ^(※2) + その他の合計所得金額 ^(※3) の合計額が <u>82.65万円を超え、120万円以下の方</u> ・預貯金等が単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下
第3段階②	以下のすべてを満たす方 ・世帯全員及び配偶者 ^(※1) が市町村民税非課税 ・年金収入 ^(※2) + その他の合計所得金額 ^(※3) の合計額が <u>120万円を超える方</u> ・預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下

※1 配偶者がいる方は、申請書の「配偶者に関する事項」欄に配偶者の情報をご記入ください。配偶者には、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者も含まれます。

(備考)

- ◆ 配偶者の有無について、戸籍調査を行う場合があります。
- ◆ 本人または配偶者が、志木市以外に居住し、志木市で所得状況を確認できない場合は、居住地の役所へ所得照会を行います。

※2 年金収入には、非課税年金(遺族・障害年金など)の収入も含まれます。

※3 その他の合計所得金額とは、税法上の合計所得金額(給与所得を含む場合は給与所得から10万円を控除した額)から、「公的年金等に係る雑所得」および「長期(短期)譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額です。(税法上の合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額です。)

3. 認定有効期間

申請日の属する月の初日から翌年7月31日(1月以降の申請は同年)まで

(備考)

- ◆ 継続して認定を受ける場合は毎年申請が必要です。
- ◆ 一度認定が出たあとも、配偶者・世帯員の課税状況や世帯構成、預貯金等の変化により段階が変更になる場合は、改めて審査を行いますので、再申請が必要です。
(一度申請をして非該当になった方も、認定要件を満たすことになった場合は、再審査をしますので再度申請してください。ただし、申請月の前月以前に遡っての認定はできません。)

4. 負担限度額(1日当たり)

利用者負担 段階	居住費等				食費	
	ユニット型個 室	ユニット型個 室的多床室	従来型個室	多床室	施設サー ビス	短期入所 サービス
第1段階	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円(980円)	430円 ^(※1) (530円)	1,420円	1,360円
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円 ^(※2) (915円)	1,545円	

・居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の中で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

・()内の金額は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 室料が徴収される場合は530円

※2 室料が徴収される場合は697円

5. 申請に必要なもの

①介護保険負担限度額認定申請書 および 同意書(申請書の裏面)

・志木市 HP に掲載しているほか、窓口でも配布しています。すでに認定を受けている方には、毎年6月に申請書を送付します。

②「預貯金等」の確認資料(通帳の写しなど)

●本人および配偶者の全ての銀行口座について、下記のページの写しを提出してください。

(1)通帳表紙の裏面(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページ)

(2)過去2ヶ月以内に記帳した、最終残高が分かるページ

(3)最新の年金振込が分かるページ(年金を受給している方のみ)

【預貯金等に含まれる資産】

資産の種類	確認方法（提出いただく書類）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ※証書の場合は、銀行名、支店、口座番号、名義、残高等がわかるもの
インターネットバンク	口座名義、口座残高ページの写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金（いわゆるタンス預金など）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）※	借用証書、借入残高が確認できるものの写し（住宅ローンであれば償還予定表など）

※ 負債がある場合は預貯金額等から差し引きます。

【預貯金等に含まれない資産】

生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

（備考）

- ◆ 対象となる資産の合計額を申請書の「預貯金額」欄等に記載し、その通帳等が複数ある場合は、その全ての写しをご提出ください。写しは A4 サイズで印刷してください。
- ◆ 金融機関等に対して、資産状況の照会を行う場合があります。不正受給に対しては給付額の返還に加え、加算金が課される場合があります。
- ◆ 生活保護受給者は、預貯金等の確認資料の提出は必要ありません。

6. 提出先

志木市役所 長寿応援課

※原則、出張所及び市民サービスステーションでのお取り扱いはできません。ご不明な点がございましたら、長寿応援課 介護保険グループまでご連絡ください。

7. 申請結果

審査後、「認定決定通知書」及び「認定証」を郵送します。申請月の1日より適用開始となります。該当しなかった方には「非該当通知書」を送付します。

- ※ 該当・非該当又は負担段階については、個人情報となりますので、お電話での問い合わせにつきましては、回答いたしかねます。
- ※ 記載内容の不備や、添付書類漏れにより、審査ができず 1 ヶ月が経過した時点で、申請を取り消し、書類を返却する場合があります。この場合の申請日は、「改めて申請書を提出した日」となり、返却前の申請日にはなりません。